

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

宅地建物取引業の定義・免許制度

Q01（宅地建物取引業の定義）

- ① 宅地・建物（建物の一部を含む）の売買・交換を_____として行うもの
- ② 宅地・建物の売買・交換が_____の_____又は_____をする行為で_____として行うもの
- ③ 自ら宅地・建物の_____となる行為は、業として行うとしても宅地建物取引業には該当しない。

免許制度

Q02（免許の種類）

宅地建物取引業を営もうとする者は、2以上の都道府県の区域内に_____を設置してその事業を営もうとする場合にあっては_____の、一の都道府県の区域内にのみ_____を設置してその事業を営もうとする場合にあっては当該事務所の所在地を管轄する_____の免許を受けなければならない。

Q03（免許換えが必要な場合）

- ① 国土交通大臣の免許を受けた者が一の都道府県の区域内にのみ_____を有することとなったとき。
- ② 都道府県知事の免許を受けた者が当該都道府県の区域内における_____を廃止して、他の一の都道府県の区域内に_____を設置することとなったとき。
- ③ 都道府県知事の免許を受けた者が2以上の都道府県の区域内に_____を有することとなったとき。

Q04（宅地建物取引業者名簿の登載事項）

- ① _____及び免許の年月日
- ② _____又は名称

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

- ③ 法人である場合においては、その役員の_____及び政令で定める使用人があるときは、その者の_____
- ④ 個人である場合においては、その者の_____及び政令で定める使用人があるときは、その者の_____
- ⑤ 事務所の名称及び_____
- ⑥ 事務所ごとに置かれる_____の宅地建物取引士の_____
- ⑦ 宅地建物取引業_____の事業を行っているときは、その事業の種類
- ⑧ _____処分や業務_____処分があった場合、その年月日及びその内容

宅地建物取引業者名簿は、一般の閲覧に供さる（業者の素性を探ることができる）

Q05 宅地建物取引業者は、宅地建物取引業者名簿に登録されている②～⑥の事項について変更があった場合においては、_____以内に、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

Q06 宅地建物取引業者が次のいずれかに該当することとなった場合においては、それぞれに掲げる者は、その日（①の個人業者の死亡の場合にあつては、その事実を知った日）から_____以内に、その旨をその免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

- ① 宅地建物取引業者（個人業者）が死亡した場合は、その_____
- ② 法人が合併により消滅した場合は、その法人を代表する_____であった者
- ③ 宅地建物取引業者について破産手続開始の決定があった場合はその_____
- ④ 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合はその_____
- ⑤ 宅地建物取引業を廃止した場合は宅地建物取引業者であった個人又は宅地建物取引業者であった法人を_____する役員

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

免許の基準

- Q07** _____により宅建業を営むことができない者・破産者で_____を得ないもの
- Q08** 以下の3つのいずれかの理由で免許を取り消され、その取消しの日から_____年を経過しない者
- ① _____により免許を受けた
 - ② 業務の停止処分に該当する行為をし_____が特に重い
 - ③ 業務停止処分に_____した
- Q09** 免許を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る_____の日前_____日以内に当該法人の_____であった者で当該取消しの日から起算して_____年を経過しないものも免許不可となる。
- Q10** 法律を問わず、_____以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から_____年を経過しない者
- Q11** 以下の①～④により_____の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から_____年を経過しない者
- ① _____に違反
 - ② 刑法の_____罪、現場助勢罪、暴行罪、凶器準備集合罪及び結集罪、_____罪、_____罪を犯す 覚え方：少女が簿記に来た。今日はハイな気分だ!!
 - ③ _____行為等処罰に関する法律の罪を犯す
 - ④ _____団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反
- Q12** _____又は_____でなくなった日から_____年を経過しない者（_____等）
- Q13** Q12の_____等が支配している者（個人・法人）
- Q14** 免許の申請前_____年以内に宅地建物取引業に関し不正又は著しく不当な行為をした者

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

- Q15** 宅地建物取引業に関し不正又は不誠実な行為をする_____が明らかなる者
- Q16** 営業に関し成年者と同一の_____を有しない未成年者で、その法定代理人が免許不可となる事由のいずれかに該当するもの

宅地建物取引士制度(宅地建物取引士の設置・試験制度)

- Q17** 宅地建物取引業者は、その「事務所」や、「契約締結や申込みを受け付ける案内所等」ごとに、法定数の_____である_____の宅地建物取引士を置かなければならない。
- Q18** 事務所の場合だと宅地建物取引業の業務に従事する者の_____人に_____人以上。
- Q19** 契約締結や申込みを受け付ける案内所等については_____人以上でよい。
- Q20** 宅地建物取引業者（法人である場合においては、その役員）が宅地建物取引士であるときは、その者が自ら主として業務に従事する事務所等については、その者は、その事務所等に置かれる_____である_____の宅地建物取引士とみなす。
- Q21** 宅地建物取引業者は、宅地建物取引士の設置要件に関する規定に抵触する事務所等を開設してはならず、既存の事務所等が設置要件の規定に抵触するに至ったときは、_____週間以内に、法定数に適合させるため必要な措置を執らなければならない。
- Q22** 都道府県知事は、不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、又はその試験を受けることを禁止することができ、その処分を受けた者に対し、情状により、_____年以内の期間を定めて試験を受けることができないものとするができる。

宅地建物取引士資格登録の基準～抜粋～

- Q23** 宅地建物取引業に係る営業に関し成年者と同一の_____を有しない未成年者
- Q24** 以下のいずれかに該当することにより登録の消除の処分を受け、その処分の日から_____年を経過しない者
- ① _____で登録を受けたり宅地建物取引士証の交付を受けた

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

② _____に該当する行為をし情状が特に重い

③ _____に違反した

Q25 事務の禁止の処分を受け、その禁止の期間中に自ら登録の消除を申請したことにより登録が消除され、まだ_____期間が満了していない人

宅地建物取引士資格登録・変更の登録・登録の移転

Q26 宅地建物取引士資格登録簿には、氏名・生年月日・_____・本籍（外国籍）及び性別・宅地建物取引業者の業務に従事する者にあつては、その業者の_____及び免許証番号などが登載される。一般の閲覧には供されない（個人情報満載）

Q27 登録を受けている者は、登録を受けている事項に変更があつたときは、_____なく、変更の登録を申請しなければならない。

Q28 登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅地建物取引業者の_____の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該_____の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請を_____。ただし、事務禁止処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない。

宅地建物取引士資格登録・死亡等の届出

Q29 登録を受けている者が次の①～③のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（死亡の場合にあつては、その事実を知った日）から_____以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事に届け出なければならない。

① 死亡した場合はその_____

② 心身の故障により宅建士の事務を適正に行うことができなくなった場合は、本人、_____、同居の親族

③ 上記②以外の登録不可となる基準（破産手続開始の決定など）に該当した場合は_____

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

宅地建物取引士証

Q30 宅地建物取引士資格登録を受けている者は、_____をしている都道府県知事に対し、宅地建物取引士証の交付を申請することができる。

Q31 宅地建物取引士証の交付を受けようとする者は、_____をしている都道府県知事が指定する講習で交付の申請前_____月以内に行われるものを受講しなければならない。ただし、試験に合格した日から_____年以内に宅地建物取引士証の交付を受けようとする者又は_____に伴って宅地建物取引士証の交付を受けようとする者については、この限りでない。

Q32 宅地建物取引士証の有効期間は、_____年とする。

Q33 登録の移転の申請とともに宅地建物取引士証の交付の申請があったときは、移転後の都道府県知事は、従前の宅地建物取引士証の_____を経過するまでの期間を有効期間とする宅地建物取引士証を交付しなければならない。

Q34 宅地建物取引士は、宅地建物取引士資格登録が消除されたとき、又は宅地建物取引士証が効力を失ったときは、_____に、宅地建物取引士証をその_____を受けた都道府県知事に返納しなければならない。

Q35 宅地建物取引士は、宅地建物取引士としてすべき事務の禁止の処分を受けたときは、速やかに、宅地建物取引士証をその_____を受けた都道府県知事に提出しなければならない。

Q36 宅地建物取引士証の提出を受けた都道府県知事は、その宅地建物取引士の事務の禁止の期間が満了した場合においてその提出者から_____があったときは、_____に、当該宅地建物取引士証を返還しなければならない。

Q37 宅地建物取引士は、_____から請求があったときは、宅地建物取引士証を提示しなければならない。

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

～解答編～

宅地建物取引業の定義・免許制度

A01 ① 業 ② 貸借・代理・媒介・業 ③ 貸主

免許制度

A02 事務所・国土交通大臣・事務所・都道府県知事

A03 ①事務所 ②事務所・事務所 ③事務所

A04 ①免許証番号 ②商号 ③ 氏名・氏名 ④氏名・氏名 ⑤所在地 ⑥専任・氏名

⑦以外 ⑧指示・停止

A05 30日

A06 30日 ①相続人 ②役員 ③破産管財人 ④清算人 ⑤代表

免許の基準

A07 心身の故障・復権

A08 5 ①不正の手段 ②情状 ③違反

A09 聴聞公示・60・役員・5

A10 禁錮・5

A11 罰金・5 ① 宅地建物取引業法 ②傷害・脅迫・背任 ③暴力 ④暴力

A12 暴力団員・暴力団員・5・暴力団員

A13 暴力団員

A14 5

A15 おそれ

A16 行為能力

宅地建物取引士制度(宅地建物取引士の設置・試験制度)

A17 成年者・専任

A18 5・1

A19 1

A20 成年者・専任

A21 2

A22 3

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

宅地建物取引士資格登録の基準～抜粋～

A23 行為能力

A24 5 ①不正の手段 ②事務禁止処分 ③事務禁止処分

A25 事務の禁止

宅地建物取引士資格登録・変更の登録・登録の移転

A26 住所 商号又は名称

A27 遅滞

A28 事務所・事務所・することができる

宅地建物取引士資格登録・死亡等の届出

A29 30日 ①相続人 ②法定代理人 ③本人

宅地建物取引士証

A30 登録

A31 登録・6・1・登録の移転

A32 5

A33 有効期間

A34 速やか・交付

A35 交付

A36 返還の請求・直ち

A37 取引の関係者

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

	免許（免許証）	登録（宅建士証）
サイズ	A4サイズ	携帯サイズ
種類	<ul style="list-style-type: none"> 大臣免許：2以上の都道府県に事務所 知事免許：1つの都道県に事務所 	<ul style="list-style-type: none"> 1種類 受験地の都道府県知事に登録 全国どこでも宅建士
有効期間	5年（大臣免許も知事免許も）	<ul style="list-style-type: none"> 登録は期間なし 宅建士証は5年
有効期間の更新	<ul style="list-style-type: none"> 期間満了の90日前から30日前に手続き 処分が間に合わなければ旧免許（証）でOK 	<ul style="list-style-type: none"> 登録している知事が指定する講習で交付申請前6ヶ月以内に行われるものを受講し更新 宅建士証は引き換え交付
<ul style="list-style-type: none"> 免許換え 登録の移転 	<ul style="list-style-type: none"> 事務所設置範囲が変わったら免許換えをしなければならない。 免許換えの場合は新規免許という扱いで期間は5年 	<ul style="list-style-type: none"> 登録を受けている知事が管轄する都道府県以外の都道府県に所在する宅建業者の事務所の業務に従事し、または従事しようとするとき 登録の移転は任意 宅建士証は残存期間
<ul style="list-style-type: none"> 宅建業者名簿 宅建士資格登録簿 	<p>宅建業者名簿</p> <ul style="list-style-type: none"> ✓免許証番号、商号、事務所の名称、所在地、兼業の種類、 ✓役員、政令で定める使用人、専任の宅建士の氏名 変更があったら30日以内に変更の届出 一般の閲覧に供する 	<p>宅建士資格登録簿</p> <ul style="list-style-type: none"> 氏名、生年月日、住所、本籍、性別、宅建業者の業務に従事する者にあつては宅建業者の商号・免許証番号 変更があったら、遅滞なく、変更の登録 一般の閲覧には供しない
<ul style="list-style-type: none"> 廃業等の届出 死亡等の届出 	<p>廃業等の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> 個人業者死亡、法人合併、破産、法人解散、宅建業を廃止 30日以内 	<p>死亡等の届出</p> <ul style="list-style-type: none"> 死亡、心身の故障、登録不可となる基準（破産、禁錮以上の刑など）に該当 30日以内

宅建試験の「型」の確認（カンニング用・檜木萌ノート）

免許制度

- 宅建業を営むには免許が必要
- 宅建業になる取引は①自ら売主、②売買・貸借の代理・媒介
- 自ら貸主は宅建業にならない
- 転貸借も宅建業にならない
- 国や地方公共団体（都道府県や市町村）などは宅建業法の適用なし（免許不要）
- ヒッカケで農業協同組合、学校法人、宗教法人など（免許必要）
- 信託銀行、信託会社は宅建業法の適用はあるが免許は不要（国土交通大臣に届出）
- 大臣免許、知事免許の別は事務所の設置範囲による。従業員数などは関係ない
- 大臣や知事を免許権者といったりする
- 免許の有効期間はどちらも5年
- 更新申請は、有効期限満了の90日前から30日前の間に行う
- 期間内にちゃんと申請したのにもかかわらず、満了日までに新しい免許がこなかったら、その処分（←手続きのこと）があるまでの間は旧免許でオッケー
- 免許自体は引き継げない（承継とかはない）
- 似たようなヒッカケで「みなし宅建業者」というのがある。「みなし宅建業者」：宅建業者が締結した契約に基づく取引を結了する目的の範囲内（＝残務処理）においては、なお宅建業者とみなす
- 無免許営業の禁止。申請中もダメ。申請中は広告もダメ
- 事務所の設置範囲が変わったら免許換え。新規扱いで有効期間は5年

宅建業者名簿（変更の届出）

- 宅建業者名簿は一般の閲覧に供される
- 役員、政令で定める使用人、専任の宅建士の住所は載っていない（個人情報の保護）
- 載っているもの
 - その業者はどこにあるかの話
免許証番号、商号・名称、事務所の名称・所在地、兼業の種類（←これだけ変更の届出は不要）
 - その業者に誰がいるかの話
役員、政令で定める使用人、専任の宅建士の氏名（上述のとおり住所なし）
役員には非常勤役員は監査役も含まれる
- 変更があったら宅建業者（その会社）が、30日以内に、免許権者に変更の届出。

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

廃業等と届出

廃業等の届出が必要となるのは、

- ① 個人業者→死亡（相続人）
- ② 法人業者→合併により消滅（消滅した法人を代表する役員だった者）、解散（清算人）
- ③ 個人でも法人でも→破産（破産管財人）、宅建業を廃止（個人は死んでないし、法人も残っているけど、宅建業をやめたとき）

免許の基準

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者→復権を得たら即免許 OK
- 悪質3種（不正の手段で免許、業務停止処分に該当し情状が特に重い、業務停止処分に違反）で免許が取り消され5年を経過していない者
- 聴聞公示の日前60日以内に役員だった者（いまは役員じゃないけど）も5年間ダメ
- 免許取り消しの危険を察知して廃業・解散・合併したとしても（免許取消を免れようとしても）ダメ
- 廃業等の届出日、（合併なら）消滅の日から5年間は免許不可（60日前役員も）
- 悪質3種ではない免許取消だったら免許不可とはならない
- 懲役刑（禁固刑以上）で刑の執行が終わった日から5年未経過だと免許ダメ
- 執行猶予がついた場合、執行猶予中はダメ。執行猶予期間が満了すれば即免許 OK
- 罰金の刑で5年間免許不可は以下
 - 宅建業法に違反
 - 傷害罪、現場助成罪、暴行罪、凶器準備集合及び結集罪、脅迫罪、背任罪
 - 傷・助・暴・器・脅・背（少女が簿記に来た。今日はハイな気分だ。）
 - あとは暴力系で罰金刑
- 暴力団員というだけでダメ（暴力団員でなくなった日から5年間もダメ）
- 過去の過ち（免許申請前5年以内に宅建業に関し不正または著しく不当な行為をした者）
- 将来の不安（宅建業に関し不正または著しく不誠実な行為をするおそれが明らかな者）
- 未成年者は、営業に関し成年者と同一の行為能力があるかどうか。なければ法定代理人が免許不可かどうかをチェック
- 新規免許申請（更新申請）の場合、役員と政令で定める使用人の一人にでも免許不可となる基準に該当している人がいれば免許不可

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

宅地建物取引士

- 試験合格は一生有効→受験地の知事に登録（一生有効）→宅建士証の交付申請をすると宅建士証がくる（5年間有効）
- 登録をするのに2年以上の実務経験 or 国土交通大臣が定める「登録実務講習」の修了
- 宅建士証があれば全国どこでも宅建士として働ける
- 宅建士証の有効期間は5年間なので、更新が必要
- 更新するには、免許申請前6ヶ月以内に、登録をしている知事が指定する講習（法定講習と呼ばれる）を受講すること
- 宅建士でなければならないこと
 - ① 重要事項の説明
 - ② 重要事項説明書（35条書面）への記名・押印
 - ③ 契約書面（37条書面）への記名・押印

宅建士資格登録の基準（登録不可となる基準）

- 免許不可となる基準とだいたいおなじ。宅建士（登録）特有の基準は以下。
 - ① 悪質3種（不正の手段で登録を受けた・宅建士証の交付を受けた、事務の禁止処分に該当する行為をし情状が特に重い、事務の禁止処分に違反）で登録消除を受け、その処分の日から5年を経過しない者
 - ② 処分前に自ら登録消除しても、消除された日から5年間ダメ
 - ③ 事務禁止期間中になぜか登録消除を申請した者で、事務の禁止期間を満了していない者（事務禁止期間中は登録不可）
 - ④ 未成年：ふつうの未成年者は登録できない
- 宅地建物取引士資格登録簿（登載される事項）

氏名、生年月日、住所、本籍（外国籍）・性別、宅建業に従事する者にあつては宅建業者の商号・名所・免許証番号
- 宅建士証を提出、返納、提示するときは以下
 - ① 返納（返ってこない）：登録消除された、効力を失った（有効期間満了など）、亡失したのを発見（古い方を返納）
 - ② 提出（返ってくる）：事務禁止処分を受けたときは、交付を受けた知事にすみやかに提出。提出しないと10万円以下の過料。禁止期間満了しても請求しないと返ってこない。
 - ③ 提示：取引関係者から請求があつたら提示しなければならない。重要事項説明のときは必ず（請求がなくても）提示しなければならない。

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

登録の移転

- 勤務地がどこになったか。登録している知事が管轄する都道府県以外の都道府県の宅建業者の事務所の業務に従事する・従事しようとするときは、その事務所所在地の知事に登録を移転することができる
- 登録の移転は任意
- 登録の移転をすると、いままでの宅建士証は失効。あたらしい宅建士証はいままでの宅建士証と引き換えに交付される
- 有効期限は引き継ぎとなるので、残存期間

死亡等の届出

- 死亡→相続人→死亡を知った日から30日以内
- 心身の故障→本人、法定代理人、同居の親族→その日から30日以内
- 破産、禁固刑など→本人→その日から30日以内

宅建試験の「型」の実践確認

自ら貸主の「基本の型」

h17-30-1

Aの所有するオフィスビルを賃借しているBが、不特定多数の者に反復継続して転貸する場合、AとBは免許を受ける必要はない。

実践（練習試合）テーマ別問題集【問3】

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 農地所有者が、その所有する農地を宅地に転用して売却しようとするときに、その販売代理の依頼を受ける農業協同組合は、これを業として営む場合であっても、免許を必要としない。
- 2 他人の所有する複数の建物を借り上げ、その建物を自ら貸主として不特定多数の者に反復継続して転貸する場合は、免許が必要となるが、自ら所有する建物を賃借する場合は、免許を必要としない。
- 3 破産管財人が、破産財団の換価のために自ら売主となり、宅地又は建物の売却を反復継続して行う場合において、その媒介を業として営む者は、免許を必要としない。
- 4 信託業法第3条の免許を受けた信託会社が宅地建物取引業を営もうとする場合、免許を取得する必要はないが、その旨を国土交通大臣に届け出ることが必要である。

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

廃業等の届出の「基本の型」

h24-27-4

G社（甲県知事免許）は、H社（国土交通大臣免許）に吸収合併され、消滅した。この場合、H社を代表する役員Iは、当該合併の日から30日以内にG社が消滅したことを国土交通大臣に届け出なければならない。

実践（練習試合）テーマ別問題集【問11】

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはどれか。

- 1 宅地建物取引業者A社が免許を受けていないB社との合併により消滅する場合、存続会社であるB社はA社の免許を承継することができる。
- 2 個人である宅地建物取引業者Cがその事業を法人化するため、新たに株式会社Dを設立しその代表取締役役に就任する場合、D社はCの免許を承継することができる。
- 3 個人である宅地建物取引業者E（甲県知事免許）が死亡した場合、その相続人は、Eの死亡を知った日から30日以内に、その旨を甲県知事に届け出なければならない。免許はその届出があった日に失効する。
- 4 宅地建物取引業者F社（乙県知事免許）が株主総会の決議により解散することとなった場合、その清算人は、当該解散の日から30日以内に、その旨を乙県知事に届け出なければならない。

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

免許の基準の「基本の型」

h24-26-1

免許を受けようとするA社に、刑法第204条（傷害）の罪により懲役1年（執行猶予2年）の刑に処せられ、その刑の執行猶予期間を満了した者が役員として在籍している場合、その満了の日から5年を経過していなくても、A社は免許を受けることができる。

実践（練習試合）テーマ別問題集【問26】

宅地建物取引業の免許（以下この問において「免許」という。）に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- 1 法人Aの役員のうち、破産手続開始の決定がなされた後、復権を得てから5年を経過しない者がいる場合、Aは、免許を受けることができない。
- 2 法人Bの役員のうち、宅地建物取引業法の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行が終わった日から5年を経過しない者がいる場合、Bは、免許を受けることができない。
- 3 法人Cの役員のうち、刑法第204条（傷害）の罪を犯し懲役1年の刑に処せられ、その刑の執行猶予期間を経過したが、その経過した日から5年を経過しない者がいる場合、Cは、免許を受けることができない。
- 4 法人Dの役員のうち、道路交通法の規定に違反したことにより、科料に処せられ、その刑の執行が終わった日から5年を経過しない者がいる場合、Dは、免許を受けることができない。

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

変更の登録の「基本の型」

h20-33-3

甲県知事から宅地建物取引士証の交付を受けている宅地建物取引士は、その住所を変更したときは、遅滞なく、変更の登録の申請をするとともに、宅地建物取引士証の書換え交付の申請を甲県知事に対してしなければならない。

実践（練習試合）テーマ別問題集【問 35】

宅地建物取引業法に規定する宅地建物取引士資格登録（以下この問において「登録」という。）、宅地建物取引士及び宅地建物取引士証に関する次の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 登録を受けている者は、登録事項に変更があった場合は変更の登録申請を、また、破産者となった場合はその旨の届出を、遅滞なく、登録している都道府県知事に行わなければならない。
- イ 宅地建物取引士証の交付を受けようとする者（宅地建物取引士資格試験合格日から1年以内の者又は登録の移転に伴う者を除く。）は、都道府県知事が指定した講習を、交付の申請の90日前から30日前までに受講しなければならない。
- ウ 宅地建物取引業法第35条に規定する事項を記載した書面への記名押印及び同法第37条の規定により交付すべき書面への記名押印については、専任の宅地建物取引士でなければ行ってはならない。
- エ 宅地建物取引士は、事務禁止処分を受けた場合、宅地建物取引士証をその交付を受けた都道府県知事に速やかに提出しなければならないが、提出しなかったときは10万円以下の過料に処せられることがある。

1 一つ 2 二つ 3 三つ 4 なし

サブ教材「一目瞭然・だからココだよ!!」

部活：2021年4月2日（金）

登録の移転の「基本の型」

h29-37-2

甲県知事の登録を受けている宅地建物取引士Aは、乙県に主たる事務所を置く宅地建物取引業者Bの専任の宅地建物取引士となる場合、乙県知事に登録を移転しなければならない。

実践（練習試合）テーマ別問題集【問33】

宅地建物取引士資格登録（以下この問において「登録」という。）又は宅地建物取引士に関する次の記述のうち、宅地建物取引業法の規定によれば、正しいものはいくつあるか。

ア 宅地建物取引士（甲県知事登録）が、乙県で宅地建物取引業に従事することとなったため乙県知事に登録の移転の申請をしたときは、移転後新たに5年を有効期間とする宅地建物取引士証の交付を受けることができる。

イ 宅地建物取引士は、取引の関係者から宅地建物取引士証の提示を求められたときは、宅地建物取引士証を提示しなければならないが、従業者証明書の提示を求められたときは、宅地建物取引業者の代表取締役である宅地建物取引士は、当該証明書がないので提示をしなくてよい。

ウ 宅地建物取引士が家庭裁判所から後見を開始する旨の審判を受けたときは、その後見人は、3月以内に、その旨を登録をしている都道府県知事に届け出なければならない。

エ 宅地建物取引士の氏名等が登載されている宅地建物取引士資格登録簿は一般の閲覧に供されることはないが、専任の宅地建物取引士は、その氏名が宅地建物取引業者名簿に登載され、当該名簿が一般の閲覧に供される。

1 一つ 2 二つ 3 三つ 4 なし